

平成30年

# 春の全国交通安全運動の実施について

4月6日（金）～4月15日（日）

みだしのことについて、中国運輸局岡山運輸支局長より下記のとおり通知がありましたので、会員各位におかれましては、本運動への積極的な取り組みをお願いいたします。

各職場では、別紙「自主点検表」を活用した自主点検を行い、実施した結果は各事業所で保管してください。

## 【通知概要】

岡運総第 63 号  
平成30年3月12日

## 平成30年春の全国交通安全運動中国運輸局実施計画

期間：4月6日（金）から4月15日（日）

中国運輸局においては、「子どもと高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止」、「自転車の安全利用の推進」、「全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底」及び「飲酒運転の根絶」を重点として、下記の事項について積極的に取り組むものとする。

なお、本運動期間中の4月10日（火）が「交通事故死ゼロを目指す日」であることを踏まえ、本運動の展開に併せて、その趣旨が国民に正しく理解されるよう努めるものとする。

記

## 【トラック関係のみ抜粋】

### 1. 事業用自動車の安全運行の確保

- (1) 平成28年1月15日に発生した軽井沢スキーバス事故を踏まえ、この種事故の再発防止のため、軽井沢スキーバス事故対策検討委員会において同年6月3日にとりまとめられた「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」に掲げられた事項を確実に実施する。
- (2) 自動車運送事業者に対し、運輸安全マネジメントを徹底し、輸送の安全が最優先であるという意識を事業者内部で浸透させ、経営トップから現場まで組織が一体となって輸送の安全性の向上に努めるよう意識の高

揚を図る。

(3) 平成29年6月30日に策定された事業用自動車総合安全プラン2020を踏まえた事業用自動車の安全運行の徹底を図るため、自動車運送事業者団体を通じて、自動車運送事業者、運行管理者に対し次の事項に重点を置いた取組みを推進するよう指導する。

- ① (旅客関係のため省略)
- ② 運転者の体調急変に伴う事故を防止するため、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」(平成26年4月18日改訂)に基づき、運転者の疾病等の状況、医薬品の服用状況等を把握し、健康状態に異常が認められた場合には、運転者を交替させる等、適切な運行管理を徹底すること
- ③ 過労運転を防止するため、適切な運行指示書を作成するとともに長距離運転や夜間の運転に従事する際の乗務時間の遵守等について運行管理を徹底すること。(以下、バス関係のため省略)
- ④ 乗務中の携帯電話による通話やスマートフォンの操作を絶対行わないよう徹底すること。
- ⑤ 適性診断の結果も活用するなどして、運転者に対し「思いやり・ゆずり合い」を意識させ、周囲の交通に配慮した運転に努めるよう指導すること。特に子供、高齢者、障害者等に配慮し、歩行者及び自転車利用者の安全確保を図ること。
- ⑥ 飲酒運転の根絶に向けた運転者に対する指導監督を適切に実施するとともに、運行の際には、アルコール検知器の使用による酒気帯びの確認を確実に行うなど、厳正な点呼を実施し、飲酒運転の絶無を図ること。
- ⑦ 覚せい剤や危険ドラッグ等の薬物の使用防止の指導・啓発を徹底すること。
- ⑧ 夕暮れ時における前照灯の早めの点灯及び、暗い道等での走行用前照灯(上向き)とすれ違い用前照灯(下向き)の細めな切替えを励行すること。
- ⑨ 車高、視野、死角、内輪差、制動距離等各自動車の構造上の特性を把握し、安全確保を徹底するよう指導すること。また、進路変更、転回、後退等の際は、あらかじめバックミラー等により周囲の安全を十分に確かめるとともに、後退時等に周囲の歩行者等に対して警報を発する装置(後退警報装置、左折警報装置など)を備える車両では、やむを得ない場合を除き、当該装置を停止しないよう指導すること。
- ⑩～⑪(バス・タクシー関係のため省略)
- ⑫ トラックにおいては、追突事故の発生が多いことを踏まえ、その防止対策の強化を図ること。

(4) 重大事故及び飲酒運転等悪質な法令違反を引き起こした自動車運送事

業者等に対し重点的に監査を実施するとともに、遵守事項の違反があった場合には厳格な行政処分を実施する等により、自動車運送事業者における安全規則の遵守の徹底を図る。

- (5) 自動車運送事業の利用者の安全に関する意識の醸成・高揚を図る観点から、安全対策が確保された優良事業者の選定に資するよう、自動車運送事業者の安全に関する情報の積極的かつわかりやすい提供に努める。
- (6) (自家用有償旅客運送のため省略)

## 2. 車両の安全対策の推進

- (1) より安全な自動車及び安全装置の普及促進とその正しい使い方の啓発のため、自動車販売関係団体、自家用自動車関係団体を通じ、また、あらゆる機会を活用して、自動車アセスメントによる車種別安全性能（衝突安全性能及び自動ブレーキなどの先進安全技術の性能はじめとする予防安全性能）の比較情報の提供等により、高齢者をはじめとするユーザーに対し、自動ブレーキ等を備えた安全運転サポート車などの高齢運転者の安全運転にも資する自動車及び安全装置の普及促進を図るとともに、その正しい使い方の啓発を行う。
- (2) 自動車運送事業者団体、自動車整備事業者団体、自家用自動車関係団体等を通じ、自動車運送事業者、整備事業者、レンタカー事業者、整備管理者、自家用自動車使用者等に対し、次の事項に重点を置いて、整備不良車及び不正改造車の排除により車両の安全確保の徹底について「自動車点検整備推進運動」、「不正改造車を排除する運動」等の取組みと合わせて効果が上がる取組みがなされるよう、指導・啓発する。また、点検整備にあたって必要となる情報の提供について自動車製作者等を指導する。
  - ① 日常点検整備及び定期点検整備の確実な実施
  - ② 不正改造の防止
- (3) 警察との密接な連携により街頭検査を実施し、無車検・無保険車両、整備不良車両（衝突事故につながる摩耗タイヤの装着等）、及び不正改造車（不適切な着色フィルムの貼付及び装飾板の装着、不適切な灯火器の取付け、速度抑制装置の解除・取外し、突入防止装置の取外し、過積載等を助長するさし枠の取付け、シートベルト警報装置を解除する用品の取付け等）の発見・排除に努める。

また、ホイール・ボルト折損等による車輪脱落事故や車両火災事故、車体腐食による操舵不能事故、スペアタイヤ落下による事故等の防止のための点検整備の励行について指導及び積載物落下防止のための啓発を行う。
- (4) リコールに関する一般ユーザーからの情報を円滑に入手できるよう、自動車不具合情報ホットラインの周知に努めるとともに、異常破裂するおそれのあるタカタ製エアバックのリコール改修を速やかに実施するよ

う周知する。

### 3. 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

自動車運送事業者団体、自家用自動車関係団体等を通じ、次の事項に重点をおいて、全ての座席での正しい方法によるシートベルトの着用とチャイルドシートの使用の徹底について指導・啓発する。

(1) トラック事業者に対しては、乗務員に対する適正なシートベルトの着用を指導する。

((2)～(4)は旅客・自家用関係のため省略)

### 4. 事業用自動車の事故等の情報の提供

事業用自動車による重大事故発生状況(事故速報に基づくもの)、事業用自動車に係る各種安全対策等について、メールマガジン「事業用自動車安全通信」等で情報を提供することにより、自動車運送事業関係者等の安全意識の高揚を図る。

### 5. 鉄軌道の安全確保

(鉄軌道事業者関係のため省略)

### 6. 広報活動の推進

関係団体を通じ、本年4月10日(火)が「交通事故死ゼロを目指す日」とされたことに留意しつつ、次の広報活動を展開する。

(1) 事業所等にポスター、垂れ幕、立て看板等を掲示し、本運動の趣旨を周知する。

(2) 関係団体の広報誌やポスター掲示等を通じ、また、事業用自動車の運転者及び運行管理者を対象とする講習会等を開催し、本運動の趣旨及び次の広報事項を周知する。

① 歩行者及び自転車利用者(特に子供と高齢者)の安全に配慮

② 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

③ より安全な自動車及び安全装置の普及促進とその正しい使い方の啓発

④ 自賠責制度の役割と交通事故被害者保護の重要性

⑤ 飲酒運転や無免許運転、覚せい剤や危険ドラッグ等の薬物使用運転等、悪質・危険な運転行為の禁止の徹底

⑥ 「無車検」車両、「無保険」車両及び「登録番号標不表示」車両の運転防止

⑦ 不正改造車排除の徹底及び自動車の点検整備の励行促進

⑧ 「迷惑駐車をしない、させない」の励行

### 7. 海上交通の安全確保

(超高速船運航事業者関係のため省略)